役員等報酬規程

平成元年５月25日制定
（令和８年６月18日　理事会確認）

（目的）
第１条　この規程は、学校法人東日本学園の管理運営に携わる役員等の待遇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（役員の意義）
第２条　この規程で定める役員とは、学校法人東日本学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第５条第１項に規定する役員とする。
（報酬の支給）
第３条　前条に定める役員のうち、常勤の役員（職員が理事を兼ねる場合を除く）については、別表に定める報酬を支給し、その都度理事会で報酬額を決定する。
２　職員が理事を兼ねる場合については、月額50,000円の報酬を支給する。
３　非常勤の役員については、報酬を支給しない。ただし、特定の業務を担当する理事については、その期間中に限り、月額200,000円を上限に報酬を支給する。
（手当等の支給）
第４条　役員が、学園の主催する会議に出席する場合、日当を支給する。
２　監査手当は、監事の業務監査に対して一日30,000円を支給する。ただし、日当と重複しての支給はしない。
（期末手当）
第５条　常勤の役員には、期末手当を支給することができる。
（報酬・手当等の改訂）
第６条　報酬及び手当等の改訂については、理事会の議を経て理事長が決定する。
（評議員の報酬）
第７条　寄附行為第５条第２項に規定する評議員については、報酬を支給しない。
２　評議員が、学園の主催する会議に出席する場合、日当を支給する。
（会計監査人の報酬）
第８条　寄附行為第５条第３項に規定する会計監査人には、監事の同意を得た上で、理事会が決定した年額報酬を支給する。
２　前項の報酬及びその他の諸費用の取り扱いについて、会計監査人との間で締結する契約に従うものとする。
（補則）
第９条　この規程に定めるもののほか、役員等に対する報酬及び手当等の支払方法は、本学の給与規程を準用する。
２　役員等の慶弔に関するものは、本学の弔慰事項の取り扱いについて（申合せ）による。
３　顧問の報酬については、その都度理事会で決定する。
（その他）
第10条　この規程に定めのない事項で疑義が生じたときは、その都度理事会で協議決定する。
（改廃）
第11条　この規程の改廃は、理事会が決定する。

附　則
この規程は、平成元年５月25日から施行する。

附　則
この規程は、平成６年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和元年10月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和４年10月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表

職名	号俸	報酬月額
	14	1,100,000
	13	1,050,000
	12	1,000,000
	11	950,000
理事長（10号～14号）	10	900,000
副理事長（９号～13号）	9	850,000
専務理事（８号～11号）	8	800,000
常勤の理事（１号～９号）	7	750,000
常勤監事（１号～７号）	6	700,000
	5	650,000
	4	600,000
	3	550,000
	2	500,000
	1	450,000

役員退任慰労金規程

平成４年３月16日制定
（令和８年６月18日　理事会確認）

（目的）
第１条　この規程は、学校法人東日本学園の役員の退任慰労金に関する必要な事項を定めることを目的とする。
（役員の定義）
第２条　この規程で定める役員とは、学校法人東日本学園寄附行為第５条第１項に規定する役員とする。ただし、同寄附行為第10条第１項第１号及び第３号の規定により解任された役員には、適用しない。
（在任年数の計算）
第３条　退任慰労金の基礎となる在任期間の計算は、役員に就任した日の属する月から退任（在任中の死亡を含む。以下同じ。）の属する月までの引き続いた在任期間とする。
２　在任期間の計算において、１年未満の端数が生じたときは、１年に切り上げるものとする。
（慰労金の種類）
第４条　慰労金は、慰労金及び特別功労金とする。
（慰労金）
第５条　慰労金は、役員が退任したとき、これを支給する。
（特別功労金）
第６条　在任中、特に功績が顕著であった役員には、前条に規定する慰労金のほか、特別功労金を贈呈する。
２　特別功労金については、その都度理事会で決定する。
（職員が理事を退任した場合の取扱）
第７条　職員が理事を退任した場合、第５条及び第６条の規定にかかわらず職員の退職時に退職手当金規程第11条に規定する特別功労金として支給する。
（慰労金の計算）
第８条　慰労金の額は、次の基準額算式により計算する。ただし、最低支給額は、50万円とする。

基準額	算式
500,000円	基準額×在任年数×50／100

２　理事長職については、その都度理事会で決定する。
（支払方法）
第９条　慰労金は、原則として１か月以内に通貨で支給する。
（補則）
第10条　この規程に定めのない事項で疑義が生じたときは、その都度理事会で協議し、決定する。
（改廃）
第11条　この規程の改廃は、理事会が決定する。

附　則
１　この規程は、平成４年３月16日から施行する。
２　この規程の施行日以前に退任し、役員退職金・功労金の支給を受けていない者については、この規程を適用する。

附　則
この規程は、平成６年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。